

# 平成27年度 納税表彰式



第191号  
平成27年12月発行

発行所  
公益社団法人伏見納税協会  
伏見納貯組合連合会  
京都市伏見区深草墨染町44-14  
電話 075 (641) 0998 番  
編集発行人  
専務理事 高島康朗

平成二十七年納税表彰式(伏見税務署・公益社団法人伏見納税協会・伏見納税貯蓄組合連合会 共催)が十一月十九日(木)京都ロイヤルホテル&スパにおいて京都府京都南府税事務所長、京都市伏見区長、近畿税理士会伏見支部長をはじめ多数のご来賓を迎え挙行されました。

表彰状は、多年にわたり適正な申告と期限内納付に努められるとともに、税知識の普及と納税道義の高揚に努められ、税務行政の円滑な推進、電子申告・納税システムの利用拡大、並びに租税教育の推進に多大な功績のあった方々に授与されました。また、式典において「税に関する作文」の優秀作品の朗読があり、中学生とは思えない税に対するしつかりした考え方に全員が感銘を受けました。

受彰等のご榮譽に対しお祝い申し上げます。

(受彰者名は次頁のとおり)



平成27年度 納税表彰式

<b>行事予定</b>	1月13日 納貯研修会	2月4・5・8・9・10日 個人部会決算・申告指導
12月14・15日 年末調整相談会	19日 青年部役員会・自由の会	10日 優法会研修会
15日 「税についての作文」表彰式	20日 個人部会分科会長会議	3月28日 理事会
16日 青年部会役員会・研修会・拡大自由の会	2月2日 法人部会研修会・意見交換会	4月28日 理事会
		5月27日 定時総会

# 栄えある表彰を受けられた方々

(敬称略・五十音順)

伏見税務署長納税表彰受彰者

大石 七一一

(公益社団法人伏見納税協会 常任理事)

金 森 靖 治

(公益社団法人伏見納税協会 常任理事)

谷 口 貢

(公益社団法人伏見納税協会 副会長)

公益社団法人伏見納税協会会長表彰受彰者

(法人の部)

株式会社 寺内製作所

(公益社団法人伏見納税協会 理事)

特定医療法人 桃仁会

(公益社団法人伏見納税協会 理事)

野口建設新都 株式会社

(公益社団法人伏見納税協会青年部会 幹事)

(個人の部)

萩 恒 夫

(公益社団法人伏見納税協会 理事)

伏見納税貯蓄組合連合会会長表彰受彰者

中 村 弘

(伏見納税貯蓄組合連合会 監事)

(公益社団法人伏見納税協会 理事)

## 【伝達】

近畿納税貯蓄組合総連合会会長感謝状受贈者

望 月 敏 男

(伏見納税貯蓄組合連合会 理事)

(公益社団法人伏見納税協会 理事)



国税の「ダイレクト納付」の利用を！

経営者大型総合保障制度のご加入企業の拡大に向けて

広げよう 納税協会の輪 運動実施中!

DAIDO 大同生命      AIU 保険会社

京都支社/ 京都市中京区烏丸通り三条下ル櫻頭屋町595-3 TEL 075-231-5341

京都支店/ 京都府京都市中京区烏丸通三条下ル櫻頭屋町595 (大同生命京都ビル7F) TEL 075-223-1651

### 中学生の「税についての作文」表彰

〔敬称略・順不同〕

中学生の「税についての作文」に応募されました一三六作品(伏見区)について、厳正に審査した結果、次の方々が受賞されました。

京都市長賞

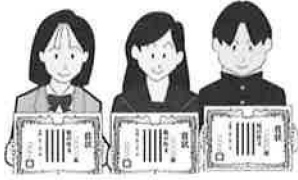
島田千晴  
(深草中学校)

京都府納税貯蓄組合総連合会会長賞

上野恭平  
(京都橘中学校)  
渡辺誠宏  
(桃山中学校)

伏見税務署長賞

林文瑠  
(醍醐中学校)  
斎藤里歩  
(京都教育大学附属桃山中学校)



近畿税理士会伏見支部長賞

瀬川拓人  
(藤森中学校)

伏見納税貯蓄組合連合会会長賞

石田怜  
(藤森中学校)  
中野遥日  
(京都橘中学校)

公益社団法人伏見納税協会会長賞

古谷亘  
(醍醐中学校)  
松瀬茜  
(京都橘中学校)

伏見区租税教育推進協議会会長賞

中村美緒  
(神川中学校)  
遠藤芹華  
(京都教育大学附属桃山中学校)

伏見納税貯蓄組合連合会奨励賞

山内亜友  
(洛水中学校)  
乾紗羅  
(京都聖母学院中学校)  
田原怜  
(春日丘中学校)  
深見早恵  
(向島東中学校)

### 「税に関する高校生の作文」表彰

〔敬称略・順不同〕

「税に関する高校生の作文」に応募されました五一五作品(伏見区)について、厳正に審査した結果、次の方々が受賞されました。

京都府租税教育推進連絡協議会賞

難波花音  
(京都教育大学附属高等学校)

伏見税務署長賞

前田将  
(京都教育大学附属高等学校)  
岩崎由佳  
(京都聖母学院高等学校)

近畿税理士会伏見支部長賞

熊崎慧  
(京都橘高等学校)

小田原宥輝  
(大淀中学校)

柳瀬咲希  
(桃陵中学校)

小野めぐな  
(伏見中学校)

喜多川和恵  
(向島中学校)

伏見区租税教育推進協議会会長賞

明河美空  
(京都教育大学附属高等学校)

小山真由樺  
(京都聖母学院高等学校)

岡崎哲太  
(京都すばる高等学校)

伏見区租税教育推進協議会奨励賞

坂井允  
(伏見工業高等学校)

川村智哉  
(京都橘高等学校)

今井楓香  
(京都すばる高等学校)

## 公益社団法人 伏見納税協会

### 青年部会設立20周年記念事業

「大手筋商店街をパレード」

「伏見中学校吹奏楽部とコラボ」

パレードは十一月七日(土)雨が心配されたが降ることなく、午後三時三〇分月桂冠駐車場に伏見税務署長以下幹部の方・青年部の役員と会員・本会役員、伏見中学校吹奏楽部総勢九〇名が集合した。高階青年部長のあいさつの後、大手筋商店街に練りだした。横断幕を先頭に吹奏楽部、税金クイズ・記念品等を配布する会員が続ぎ、商店街の店の方、買い物客等から注目を浴びていた。結果、伏見納税協会青年部会の存在を広めるとともに、横断幕に記載している「正しい税知識の普及」に大きく貢献したパレードになった。



「講演会・式典・祝賀会」

第一講演会は、大阪国税局秦課税第二部長をお迎えして、「税務行政の現状と課題」と題し講演会を開催した。税務当局は、内外ともに困難な状況にあつて、いかに効率化等創意工夫されているか非常に理解しやすい内容であった。

第二部式典は、来賓に大阪国税局秦課税第二部長・伏見税務署山本署長・納税協会連合会辻常任副会長・伏見納税協会大宮会長をお迎えし、更に京都ブロック8協会の青年部会員・役員もかけつけていただいた中で、歴代会長に感謝状の贈呈が行われた。

第三部祝賀会は、照明が落ちた中で世界的なアコースティックギターリスト田中彬博氏の演奏により幕明けをした。その後、納税協会連合会辻常任副会長の発声により乾杯の後、出席者と一体となった田中氏の演奏に伏見の清酒とともに最高の雰囲気をもしました。

演奏の後、竹中相談役(前青年部会長)の説明を加えたパワーポイントの映像により正しい税知識の普及等積極的に展開している伏見の青年部活動を広く周知することができた。



京料理

清 和 荘

SEI

WA

SOH

Tel (075)641-6238(代)

税務に関するご相談は納税協会へ



### 『税を考える週間』記念イベント

タカラバイオ社見学(研修)  
“時代の最先端・未来がわかる”

11月24日京都駅南側からバス3台に会員62名を乗せ、タカラバイオ社に到着、まず、大宮会長から今回の見学会の趣旨及び再生医療等の概要説明があり、続いて仲尾社長から会社概要及び一般の人に理解しにくい「対外遺伝子治療」や「細胞の分化の幹細胞」等について図解を使って、大変分かりやすい説明を受けました。

工場見学では、最新の設備、塵・菌への細い配慮、セキュリティなど嚴重な対策に皆、目を

見張り、「時代の最先端・未来がわかる」とのタイトルどおりの内容に、会員は参加して大変有意義な時間をもてたと全員が感嘆の声をあげていました。

竹中副会長(前青年部会長)が  
京都大教育附属桃山小学校生徒に租税教室

10月22日、竹中副会長は、母校の小学6年生74名に対し、租税教室の講師となり税に関する講義を行った。税に関する問いかけに多数の生徒が積極的に手を挙げ発表する中、日常生活を踏まえた分かりやすい説明に生徒も納得・理解していた。

この内容は11月7日付京都新聞紙上に大きく採りあげられた。



新規入会者のご紹介(敬称略)  
平成二十七年七月以降分  
法人会員

株式会社 タイヨーマンテナンス  
ビルメンテナンス

宝産業株式会社  
食品製造卸

有限会社 醍醐興産  
不動産賃貸業

サンセラミック株式会社  
建設業

株式会社 クリーン精光  
精密部品機械加工業

株式会社 PLUS  
サービス業

株式会社 アーキテクト・笹原  
建設業

林金属工業株式会社  
製造業

株式会社 成工建設  
建設業

個人会員

藤田 雅之 税理士

福田 正己 税理士

藤田 保進 保険業

安川 雅彦 自転車小売業

大橋 裕樹 建設業

京都産米「祝」100%使用

# 古都千年

清酒 英勳 醸造元

## 齊藤酒造株式会社

京都市伏見区横大路三柄山城屋敷町105番地  
電話 611-2124 代表



## 伏見税務署からのお知らせ

### ○ サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場のお知らせ

次のとおり、確定申告期間前に年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除及び中途退職に係る還付申告会場を開設しますので、ご利用ください。

開設期間	会場	所在地
2月10日(水)・12日(金)・15日(月)	伏見区役所醍醐支所3階会議室	伏見区醍醐大構町28

※ 開設初日は混雑が予想されます。なお、本年は「伏見区役所本所」には申告会場を開設していませんのでご注意ください。

### ○ 税理士による地区相談会場のお知らせ

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

開設期間	会場	所在地
2月16日(火)・17日(水)	伏見区役所醍醐支所3階会議室	伏見区醍醐大構町28
2月18日(木)・19日(金)	淀連合自治会淀会館2階ホール	伏見区淀池上町131-1

- ※ 上記の会場は、伏見税務署、伏見納税協会の共催により開設しています。
- ※ 消費税の確定申告の相談も行っていますので、ご利用ください。
- いずれの会場も開設時間は、午前9時30分～正午、午後1時～午後4時です。
- 受付時間は午後3時までですが、混雑の状況により早めに受付を終了させていただく場合があります。
- 土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の申告については、税務署にご相談ください。
- 各会場の駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

申告書は、国税庁ホームページ  
「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！

所得が給与や公的年金のみの方は さらに便利に！

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。  
初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

#### ① 作成コーナーへアクセス

ご自宅のパソコン等から、  
「作成コーナー」で検索。

#### ② 申告書を作成

画面の案内に従って、金額  
等を入力し申告書等を作成。

#### ③ 申告書を提出

**書面提出**  
印刷して郵送等により提出。

又は

**e-Tax**

事前準備が必要です。  
詳しくはe-Taxホームページを  
ご覧ください。

確定申告の時期、税務署は大変混雑します。  
申告書の作成は、ご自宅で！



国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

作成コーナー

検索



献上銘菓

えがお

御菓子司

富英堂



本店 京・伏見中油掛

TEL 601-1350  
601-1366

桃山店 京阪桃山駅東角

TEL 611-0948

## 国外転出される方へ

国外転出をする時に、

**1億円以上の有価証券等を所有等している場合は、  
所得税の確定申告等の手続が必要となります。**

1億円以上の有価証券等を所有等している方が国外に居住する親族等へ有価証券等の贈与等を行う場合も同様に、所得税の確定申告等の手続が必要となります。

平成27年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出時課税」といいます。）が創設され、平成27年7月1日以後に国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が**1億円以上の有価証券等**（以下「対象資産」といいます。）を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）が課税されることとなりました。

国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の場合は、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置（以下「減額措置等」といいます。）を受けることができます。**いずれの減額措置等も国外転出までに納税管理人の届出書<sup>(※)</sup>を所轄税務署に提出するなどの手続が必須**となりますので、ご注意ください。

※ 納税管理人の届出書【<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/07.pdf>】は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。なお、税務署にも用意してあります。

### 国外転出時課税の対象者

国外転出時において、(1)及び(2)のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。

- (1) 所有等している対象資産の価額の合計が**1億円以上**であること。
- (2) 原則として国外転出をする日前10年以内において国内に**5年を超えて**住所又は居所を有していること。

### 対象資産

有価証券（株式、投資信託等）、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引が国外転出時課税の対象資産となります。

※詳しくは税務署までお問い合わせください。

料理の基本は

さしすせそうみ



株式会社 創味食品



京都市伏見区横大路芝生24-3  
TEL075-612-3333 <http://www.somi.jp/>

## 京都府・京都市からのお知らせ

## ● 事業主のみなさまへ 個人住民税の特別徴収の 実施をお願いします

～京都府と京都府内の全ての市町村は、個人住民税の特別徴収を推進しています～

### ■ 個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税（市町村民税・府民税）を事業主の方が毎月の給与のお支払いの際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

### ■ 特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

### ■ 特別徴収のメリット

これまで納付書により年4回納めていた従業員の方については、

- ・金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる。
- ・年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なく済む。など、便利な制度です。

## 特別徴収の方法による納税のしくみ



問合せ先 京都府 税務課 課税・電算担当 075-414-4434  
京都市 市税事務所 法人税務担当 075-213-5246

## 平成28年度 償却資産(固定資産税)の申告について

固定資産税は土地、家屋、償却資産に課税されます。償却資産については申告制度がとられていますので、平成28年1月1日現在に所有している事業用の資産(土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く減価償却の対象となる資産)について、申告してください。

**償却資産の種類と具体例について** ①構築物(庭園、門、塀、舗装路面、立体駐車場など) ②機械・装置(加工機械、製造機械、建設工業機械、機械式駐車設備など) ③車両・運搬具(ロードローラー、ブルドーザ、フォークリフトなど) ④工具・器具備品(事務机、応接セット、音響機器、OA機器、看板、金庫など)

**中小企業等の損金算入特例について** 租税特別措置法の規定により取得価額10万円以上30万円未満の少額資産を一時に損金算入した場合についても、償却資産(固定資産税)の課税対象となります。法定耐用年数を記入のうえ、御申告ください。

**テナントが取り付けした家屋の附帯設備について** テナント(家屋の所有者以外の方)が、事業の用に供するため、平成16年4月1日以降に取り付けた家屋の内装や建築設備などの附帯設備については、テナントから償却資産として御申告いただく必要があります。

〈提出期限〉平成28年2月1日(月)

12月下旬までに申告書がお手元に届かない場合は、御連絡ください。

〈提出及び問合せ先〉

京都市では、区役所・支所の窓口では償却資産の申告書を受け付けておりません。償却資産の取扱窓口は以下のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、複数区に資産が所在する場合は、区ごとに申告書を作成してください。

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当 (TEL 075-213-5214)

※ また、京都市では地方税法の規定により実地調査を実施しております。調査資料として、税務書類や決算書類の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、御理解と御協力をお願いします。